

Q. 代襲相続について、孫の場合と甥・姪の場合の違いはありますか？

A. はい、あります。大きくは「誰の代わりに相続するか」と「何代先まで認められるか」の違いです。

### ① 孫が代襲相続する場合

これは、亡くなった方がすでに亡くなっている場合に、その子の子(=孫)が代わりに相続するケースです。

- ・ 被相続人 → 子(すでに死亡) → 孫
- ・ 孫は第1順位(子のグループ)を引き継ぐ立場になります
- ・ さらにその孫も亡くなっていれば、ひ孫へと再代襲が続きます

👉つまり、直系卑属は何代でも代襲が続くのが特徴です。

### ② 甥・姪が代襲相続する場合

こちらは、亡くなった方の兄弟姉妹がすでに亡くなっている場合に、その子(=甥・姪)が代わりに相続するケースです。

- ・ 被相続人 → 兄弟姉妹(すでに死亡) → 甥・姪
- ・ 甥・姪は第3順位(兄弟姉妹のグループ)を引き継ぐ立場
- ・ ただし、甥・姪が亡くなっている場合、その子(いとこ)には代襲されません

👉つまり、兄弟姉妹の系統は1代限りで代襲が止まるのがポイントです。

### ③ 違いを一言でまとめると

項目	孫の代襲相続	甥・姪の代襲相続
系統	直系卑属(子の代わり)	傍系(兄弟姉妹の代わり)
順位	第1順位	第3順位
代襲の回数	制限なし(ひ孫以降も可)	1代のみ(甥・姪まで)

④まとめ「代襲相続は“同じ代襲”でも、直系の孫は何代でも続くのに対し、甥・姪は一代限りという大きな違いがあります。ここを押さえておくと相続関係の理解が一気に整理できます。」